



News Letter



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目次

◆ 中国カーボン市場の現状に関する Q&A	2
◆ 最新法律動向	4
一、「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」(改正版)	
二、「適格海外投資家制度の最適化に関する実施方案」	
三、「外貨資金決済の一層の円滑化による貿易の安定的発展支援に関する通知」	
四、「個人情報の国外への提供に関する認証弁法」	
五、「電子印章管理弁法」	

中国カーボン市場の現状に関する Q&A

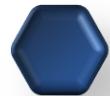


パートナー 梁 巍

Q: 2020 年、習近平国家主席は第 75 回国連総会一般討論演説で「2030 年までに、二酸化炭素排出量がピーク値に到達するようにし、2060 年までに、カーボンニュートラルを実現できるように努力することを打ち出し、気候変動問題に対応して中国が実現しようとする「カーボンピークアウト・カーボンニュートラル（ダブルカーボン）目標」を明確にし、これにより、中国のダブルカーボン事業は新たな段階に入ることになりました。5 年の発展を経て、現在の中国のカーボン取引市場の基本構造はどのようになっていますか。また、今後の動向としてどのようなものがありますか？

A: 中国のカーボン市場をめぐる規制には、「政府主管部門が主導し、複数の政府部門がそれに連携して協力する」という特徴があります。具体的には、生態環境部が主要な主管部門を担い、これに加えて、中国人民銀行や中国銀行保険監督管理委員会も関与します。これら





の部門の関与は、今後のカーボン取引がより金融商品としての性格を強め、一定の金融規制を受ける可能性があることを示唆しています。現段階で、中国全国カーボン市場には、発電、鉄鋼、セメント、アルミ精錬の4つの主要排出業界が参加しており、これらの業界に属する企業は、関連法律法規に基づき、排出データ品質管理プランを策定し、年次排出報告書を作成の上、開示することが求められており、最終的には検証結果に基づいてカーボン排出割当額を全額一括納付する仕組みになっています。割当額の配分規則について、中国では当初、無償配分を行ってきましたが、将来的には無償配分と有償配分を組み合わせた方式へ段階的に移行する予定です。これは、企業のグリーン・低炭素化にかかるコストの増加に繋がる一方で、企業自らの排出削減努力を一層促す効果が期待されます。現段階で、中国カーボン市場取引に関する法規制は、『カーボン排出権取引管理暫定条例』を中心に、複数の政府部門規程や技術規範を組み合わせた構造になっており、取引商品炭素排出割当額を中心であり、重点排出企業が認証を受けた温室効果ガス自発的排出削減(CCER)を購入し、配分額の清算に充てることも認められています。取引形態は、主に契約による譲渡、競売等の形で、指定された取引所で行われています。また、市場操作や市場秩序を乱す行為は厳しく禁じられています。中国カーボン市場の今後の発展については、カーボン市場の対象として、石油化学、化学工業、建材、鉄鋼、非鉄金属、製紙、電力、民間航空等、現在より多くの業界が組み入れられると予想されています。また、監督管理体系において、照合、検証、監督管理等に関する細則の整備が進み、将来的には、データの質及び市場の公平性を確保するために、国家法令でより厳しい処罰措置が打ち出される可能性もあります。更に炭素金融商品については、各パイロット市場で、カーボンインデックス、カーボンファンド、排出権担保融資等、多様な炭素金融商品が試験的に導入されており、将来的にはリスク管理可能な範囲で、炭素金融派生商品が更に発展し、市場流動性が更に高まるとともに、企業のカーボン資産管理により多くのツールが一層充実していくと見込まれています。



一、「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」(改正版)

中国語名称:《中华人民共和国网络安全法》

公布機関:全国人民代表大会常務委員会

公布日:2025年10月28日

施行日:2026年1月1日

リンク:http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202510/t20251028_449048.html

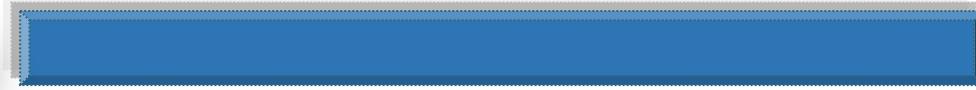
解説:

AI 等の新興デジタル技術の急速な発展に伴い増大するサイバーセキュリティリスクに対応し、「発展と安全の統合」を実現するため、10月28日に開かれた第14期全国人民代表大会常務委員会第18回会議において「サイバーセキュリティ法改正に関する決定」(以下「本決定」という)が採択された。今回の改正は、サイバーセキュリティに関する法的責任の強化を重点としつつ、データセキュリティや個人情報保護等関連法令との整合性・連携を強化し、デジタル経済の健全な発展に対する法的な保障を提供するものである。

当該決定の抜粋:

- ① AI ガバナンス体系の構築を明確化:国が AI の基礎理論研究及び重要技術の研究開発を支援し、学習用データ資源や計算能力等のインフラ整備を推進することを規定する。同時に、AI 倫理規範の整備、リスクモニタリング・評価及び安全監督管理の強化を求め、AI 応用の健全な発展を促進する。
- ② 法的責任の厳格化と細分化:重要情報インフラの運営者がサイバーセキュリティ保護義務を履行せず、重大な結果を生じさせた場合、罰則を強化し、最高 1000 万元の罰金を科すことができる。さらに、直接責任を有する担当者に対する個人処罰を新設し、最高 100 万元の罰金が科される場合がある。
- ③ 関連法令との連携強化:『データ安全法』及び『個人情報保護法』との整合を図り、重要データ及び個人情報の国内保存義務、国外への移転に係る安全評価手続等について、関連法令との一貫性を確保する。





④ 技術によるセキュリティ能力向上の支援: サイバーセキュリティ管理手法の革新を奨励し、AI 等の新技術を活用したサイバー脅威の早期警戒、脆弱性対策等のメカニズム構築を支援し、「技術の高度化によるリスク低減」を実現する。

また、本決定は部門間の協調監督メカニズムの強化を求め、サイバーセキュリティインシデントへの迅速な対応、情報共有及び事後処理の標準化を推進するとともに、企業のコンプライアンス能力向上に向けた指導・支援措置についても規定している。

二、「適格海外投資家制度の最適化に関する実施方案」

中国語名称: 《合格境外投資者制度优化工作方案》

公表機関: 中国証券監督管理委員会

公布日: 2025年10月27日

施行日: 2025年10月27日

リンク: <https://www.csrc.gov.cn/csrc/c100028/c7591251/content.shtml>

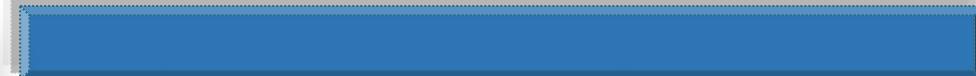
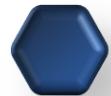
解説:

資本市場の高水準な開放を推進し、海外からの長期資金の誘致と活用を強化するため、中国証券監督管理委員会は 10 月 27 日、「適格海外投資家制度の最適化に関する実施方案」(以下「本方案」という)を公布した。本方案は、投資アクセス、資金運用、投資範囲、監督管理という全過程にわたり制度を最適化し、海外投資家による中国国内資本市場への投資環境を一層利便性の高いものにするとともに、リスク管理体制の強化を通じた「開放と監督の一体化」を実現することを目指す。

当該方案の抜粋:

① 事前投資アクセスプロセスの効率化: 申請書類の簡素化と手続きの並行処理を推進し、資格審査と口座開設の効率向上を図る。主権財産基金など長期安定型の外資については、「グリーンチャネル」及び簡易手続きを適用し、アクセス効率を大幅に向上させる。





- ② 資金振替・検証の効率向上: 証券口座の運用効率を高め、資金の一括集中移転を可能とする。他方、投資家に対し実質所有者情報を含む詳細な情報開示を義務付け、資金フローの透明性を確保する。
- ③ 投資対象範囲の拡大: 適格海外投資家が ETF オプション及びその他の商品先物オプションにも投資を行えるようにし、資産配分の多様化ニーズに対応する。
- ④ 監督管理ルールの明確化: 外資系投信の短期売買に関するルールを明確化し、プログラム取引における報告・監督要件を徹底する。また、越境投資モデルの管理を合理化し、市場秩序の安定を維持する。
- ⑤ サービス支援体制の整備: 国内で免許を取得した機関が海外投資家に対し投資コンサルティングサービスを提供することを認め、海外投資家の投資判断効率を高める。
- ⑥ 資金管理の柔軟化: 外貨建て元本及び投資収益について、人民元建て口座内で外貨への再両替なしに人民元送金を可能とし、為替関連手続きの負担を軽減する。

また、本方案は部門間の協調連携の強化を求めており、証監会、中国人民銀行、国家外貨管理局等の関係部門が情報共有と政策連携を推進し、海外投資家に対する一貫性のあるサービスと監督を実現するとともに、本制度最適化策の実効性を確保する。

三、「外貨資金決済の一層の円滑化による貿易の安定的発展支援に関する通知」

中国語名称: 《国家外汇管理局关于进一步便利外汇资金结算支持外贸稳定发展的通知》

公布機関: 国家外貨管理局

公布日: 2025 年 10 月 28 日

施行日: 2025 年 10 月 28 日

リンク: https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202510/content_7046249.htm

解説:

クロスボーダー貿易の利便性向上と、外貨管理が実体経済を支援するサービスの質向上を図るため、国家外貨管理局は 10 月 28 日、「外貨資金決済の一層の円滑化による貿易の安定的発展支援に関する通知」(匯發[2025]47 号)を公布した。本通知は、試行政策の拡大、新た





な業態への対応、サービス貿易の最適化という三つの方向から改革を推進し、企業の外貨資金運用コストを削減するとともに、「真正性審査を堅持しつつ利便化を推進」する監督管理原則を貫徹する。2020年に公布された関連通知は、本通知の施行と同時に廃止される。

当該通知の抜粋：

- ① 国家外貨管理局は、クロスボーダー貿易の収支利便性向上と実体経済支援を目的に本政策を公布した。中小対外貿易企業の資金繰り負担軽減と貿易新業態の発展促進を重点とし、外貨決済効率の向上、政策支援の拡大、資金使用の柔軟化、「一带一路」請負工事企業の資金管理最適化を核心目標とする。
- ② クロスボーダー貿易の高水準開放試験地域を拡大し、実需が高くコンプライアンス状況の良好な地域を対象に追加する。相殺差額決済の業務種類を拡充し、優良多国籍企業の手続きを簡素化する。優良企業における渉外給与の外貨使用について、銀行が給与資料に基づき為替金額を審査・確定することを支援する。
- ③ EC プラットフォームの推薦により中小企業を「優良企業」範囲に組み入れ、銀行による電子取引情報を基にした自動審査を推進する。サービス貿易の立替決済業務管理を緩和し、請負工事企業の海外資金集中配分を支援して滞留資金を活性化する。
- ④ 企業面では中小企業の資金負担軽減と請負工事企業の国際競争力強化を実現する。産業面ではクロスボーダー貿易のデジタル化推進と「一带一路」協力の円滑化を促進する。政策体系として外貨管理の利便化とリスク管理のバランスを実現する。

また、本通知は政策実施のフォローアップ評価を明確に要求しており、各地の外貨管理部門が企業の意見を聴取し、政策効果を動的にモニタリングするとともに、商務、税関等の関連部門との情報共有を強化し、政策の相乗効果を発揮させるよう指示している。

四、「個人情報の国外への提供に関する認証办法」

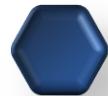
中国語名称: 《个人信息出境认证办法》

公布機関: 国家インターネット情報弁公室、国家市場監督管理総局

公布日: 2025年10月27日

施行日: 2026年1月1日





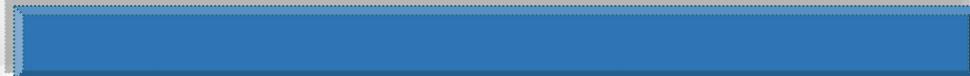
リンク: https://www.cac.gov.cn/2025-10/17/c_1762449728720008.htm

解説:

個人情報の権益保護を強化し、その安全かつ効率的な越境移動を促進するため、国家インターネット情報弁公室と国家市場監督管理総局は、「個人情報の国外への提供に関する認証弁法」(以下「本弁法」という)を共同で公布し、2026年1月1日から施行する。本弁法は、『個人情報保護法』に定められた認証制度を具体化するもので、個人情報の国外提供に係る認証プロセス全体を規範化し、「権益保護と流通促進の両立」を実現する重要な制度的基盤となる。

当該弁法の抜粋:

- ① 認証制度の法的位置付けの明確化: 専門機関による個人情報保護認証は、個人情報を国外に提供する際の法定ルートの一つであり、個人情報処理者は法令に基づき認証手続きを履行しなければならない。認証の適用対象となる状況を明確に定義し、多様な業態における個人情報の越境取引シナリオに対応する。
- ② 認証申請及び実施基準の明確化: 個人情報処理者は、専門認証機関に対して認証申請を行うものとする。認証機関は、認証の基本規範及び個人情報保護認証規則に基づき審査を実施する。認証証明書の有効期間を3年と定め、有効期間中は動的な管理を強化する。
- ③ 専門認証機関の義務規定: 認証機関は、認証証明書に関する情報を全国認証認可情報公共サービスプラットフォームに登録しなければならない。認証対象者の業務が認証範囲を逸脱した場合、または認証要件を満たさなくなった場合には、証明書の使用停止または取消しを行う。違法行為を発見した場合は、国家インターネット情報部門及び関係行政部門に速やかに報告する義務を負う。
- ④ 監督管理体制の構築: 専門認証機関は、認証資格を取得した日から10営業日以内に、国家インターネット情報弁公室に届出を提出しなければならない。国家市場監督管理部門と国家インターネット情報部門は相互に連携し、認証活動に対する監督を実施する。省レベル以上のインターネット情報部門は、認証対象者に重大なリスクが生じた場合、また



は情報漏洩事件が発生した場合に、当該関係者を招致して事情を聴取し、指導（中国語:约谈）することができる。

⑤ 法的責任の明確化：本弁法に違反した場合の法的責任を細分化し、認証申請者及び認証機関の各種違反行為に対して、明確な処分基準を設定する。

また、本弁法は部門間の協調連携メカニズムの強化を求めており、インターネット情報部門と市場監督管理部門が情報共有と連携法執行を推進し、認証制度の実効性を確保するとともに、個人情報の越境流動に係る全プロセスにおけるリスク管理を実現することを目指す。

五、「電子印章管理弁法」

中国語名称：《电子印章管理办法》

公布機関：国務院弁公庁

公布日：2025年9月27日

施行日：2025年9月27日

リンク：https://www.gov.cn/zhengce/content/202510/content_7043696.htm

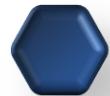
解説：

デジタル政府の構築を加速し、電子政務の効率性向上と実体経済へのサービス強化を図るため、国務院弁公庁は9月27日、「電子印章管理弁法」（国弁発〔2025〕33号）を公布し、公布日より施行した。本弁法は、電子印章の法的地位を明確化し、そのライフサイクル全体にわたる管理基準を確立することで、「実物印章と電子印章の同等の法的効力」を実現し、デジタル経済の健全な発展を支える制度的基盤を整備するものである。

当該弁法の抜粋：

① 適用対象と法的地位の明確化：行政機関、企業、事業単位、社会団体、その他法令に基づき設立された組織を対象とする。暗号技術に基づく電子印章は、実物の印章と同等の法的効力を有し、各種公文書や業務文書における署名・押印に利用できる。





- ② ライフサイクル全体の管理規範化：電子印章の管理を、申請、作成、登録・届出、使用、廃止の各段階にわたって規定する。作成機関は国家暗号管理関連基準に従い技術実装を行うこととし、登録・届出情報は全国統一プラットフォームに集約管理する。
- ③ 情報セキュリティとシステム保障の強化：電子印章の運用全過程における情報保護を求め、データの機密性、完全性、可用性を確保する。電子印章システムは、国家ネットワークセキュリティ等級保護の第三レベル以上に適合し、侵入防止、データバックアップ等の安全対策を実施しなければならない。
- ④ 統括管理体制の構築：国家暗号管理局が関係部門と連携し、全国的な電子印章の規範的管理と応用を総合的に推進する。各地方・各部門は、管轄区域又は所管システム内における電子印章管理を強化し、地域間・部門間の相互信頼と相互認証を促進する。
- ⑤ 応用場面の拡大支援：行政許認可、契約締結、資格認定等の分野における電子印章の活用を促進し、「紙書類不要、窓口来庁不要」を実現する行政サービスを推進する。

また、本弁法は実施状況の監督評価を明記し、国家暗号管理局及び関係部門が定期的に電子印章の管理と運用実態を検査するとともに、違反行為に対する処分メカニズムを確立し、企業や市民からの意見聴取を通じて政策の不断の改善を図るものとする。





お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>
E-mail : jp@east-concord.com

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号
亮馬河大廈 1 座 22 階
Tel: (86-10) 6590 6639

深セン支所

住所: 深セン市福田区金田路 3088 号
中洲大廈 22 階
Tel: (86-755) 2633 8900

杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路 358-369 号
宏程國際大廈 29 階
Tel: (86-571) 8501 7000

南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴區江東中路 347 号
国金センター オフィスビル一期 36 階
Tel: (86-25) 8317 8000

北京東城区支所

住所: 北京市東城区東直門南大街 1 号
ラッフルズシティー北京 オフィスビル 17 階
Tel: (86-10) 6590 6639

香港支所

住所: 香港湾仔港湾道 26 号
華潤ビル 28 階 2803、2803 A 室
Tel: (85-2) 2816 6888

上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号
上海白玉蘭廣場 11 階
Tel: (86-21) 5191 7900

武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街 191 号
金禾センター 29 階
Tel: (86-27) 8730 6528

成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号
天府金融大廈 A 座 15 階
Tel: (86-28) 6010 8998

西安支所

住所: 西安市高新区錦業路 1 号
都市之門 B 座 709 室
Tel: (86-29) 6886 1913

広州支所

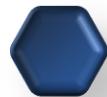
住所: 広州市天河区珠江新城冼村路 5 号
凱華國際中心 39 階
Tel: (86-20) 3885 7515

バンクーバー支所

住所: カナダの卑詩省バンクーバー西ジョージア街 701 号 555 室
Tel: (1-236) 607 0146

東京支所

住所: 東京都千代田区有楽町 1-13-2
第一生命日比谷ファースト 12 階
Tel: +81 3 6892 5570



本ニュースレターに関してご意見、ご質問等ございましたら、日本語でお気軽に下記のとおり
ご連絡ください。

張 青 華	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: qinghua_zhang@east-concord.com
張 和 伏	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: zhanghefu@east-concord.com
韓 晏 元	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: hanyanyuan@east-concord.com
陳 宏	顧 問	勤務地: 北京	E-mail: chenhong@east-concord.com
管 氷	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: guanbing@east-concord.com
張 嵩	弁護士 弁理士	勤務地: 北京	E-mail: song_zhang@east-concord.com
傅 春 涛	顧 問	勤務地: 北京	E-mail: jassmine.fu@east-concord.com
薛 侖	弁護士 弁理士	勤務地: 北京	E-mail: xuelun@east-concord.com
葉 鵬	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: yepeng@east-concord.com
宮 晓 燕	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: xiaoyan_gong@east-concord.com
羅 佳	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: luojia@east-concord.com
汪 娜	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: wangna@east-concord.com
範 立 群	弁護士	勤務地: 上海	E-mail: fanliqun@east-concord.com
朱 向 鳴	弁護士	勤務地: 上海	E-mail: zhuxiangming@east-concord.com
山 口 直 彦	顧 問 日本国弁理士	勤務地: 北京	E-mail: yamaguchi@east-concord.com
梁 巍	顧 問	勤務地: 北京	E-mail: liangwei@east-concord.com

※本ニュースレターは、信頼できると思われる情報に基づき情報提供のみを目的として、クラ
イアント様へ無償で配布しております。

※本ニュースレターは、弊所の正式な法律意見書ではないため、これにより生じた損害につ
いては責任を負いかねますので、あらかじめご了承願います。具体的なケースについて、アド
バイスを必要とされる場合には、その都度、弁護士にご相談くださいますよう宜しくお願ひ申し
上げます。

※本ニュースレターの著作権は、北京天達共和律師事務所(East & Concord Partners)に
帰属し、著作権法により認められる例外を除き、無断複製、編集等を禁じます。社内メーリング
リスト及び関連部門、関連会社等への転送はご自由にしていただいて構いません。